

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正(河川課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)

◇ 公 告 改良普及員資格試験の合格者(経営指導課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による米子市熊党土地区画整理組合が行う米子市熊党土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区画を変更する町及び字の名称

熊党字芝尾

同上の区域(平成九年四月一日現在の番地による。)

熊党字芝尾のうち八の三、九の三、一〇の三、一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
熊党字梨子木一五の五及びこれと一体をなす国有地並びに一五の三と一体をなす国有地  
熊党字上場八六の第一の一部、八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地  
熊党字コ、ロ九四の一から九四の三までの各一部及びこれらと一体をなす国有地

熊党字梨子木

熊党字梨子木のうち一五の五、一八の二の一部、一八の一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五の三と一体をなす国有地以外の区域  
熊党字東南三一の五の一部、三二の二の一部、三三の二の一部  
熊党字北土井七四の三と一体をなす国有地の一部  
熊党字上場八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八一、八三の一と一体をなす国有地の一部

熊党字東南

熊党字東南のうち三一の五の一部、三二の二の一部、三三の二の一部、四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の一と一体をなす国有地以外の区域  
熊党字北土井五三の二の一部、五五の一部、五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七一の一、七二の二、七四の三と一体をなす国有地の一部  
熊党字西南三一九の八の一部

熊党字北土井

熊党字東南四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の一と一体をなす国有地の一部  
熊党字北土井のうち五三の二の一部、五五の一部、五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七一の一、

熊党字上場	七一の二、七四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
熊党字コ、ロ	熊党字上場のうち八六の一の一部、八六の第一の一部、八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一、八三の一、八六の第一と一体をなす国有地の一部以外の区域 熊党字梨子木一八の二の一部、一八の一七の一部
熊党字五反通	熊党字芝尾八の三、九の三、一〇の三、一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 熊党字上場八六の第一と一体をなす国有地の一部 熊党字コ、ロのうち九四の一から九四の三までの各一部、一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
熊党字西南	熊党字コ、ロ一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 熊党字五反通の全域
浦津字下中河原	熊党字西南のうち三一九の八の一部以外の区域 浦津字下中河原三六四の一、三六五の一、三六六の一、三七八の一及びこれらと一体をなす国有地 浦津字下中河原のうち三六四の一、三六五の一、三六六の一、三七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第七百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>一 解除予定に係る保安林の所在場所 倉吉市円谷町字瀧ノ谷四一の一の四、字猫又谷四一五の四</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 解除の理由 無線施設用地とするため</p>	<p>鳥取県告示第七百二十四号</p> <p>土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第三項の規定に基づき、米子市熊党土地区画整理組合から米子市熊党土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。</p> <p>平成九年十一月七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>			
<p>鳥取県告示第七百二十五号</p> <p>昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号(河川法の規定による二級河川の指定について)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成九年十一月七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>第十二号阿部川の項を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 1176 359 1288">阿部川</td> <td data-bbox="247 1299 359 1915">左岸 倉吉市別所字川西八一七番地先 右岸 同市尾原字坂ノ前一〇九八番地先</td> <td data-bbox="247 1926 359 2094">円城寺川への合流点</td> </tr> </table>	阿部川	左岸 倉吉市別所字川西八一七番地先 右岸 同市尾原字坂ノ前一〇九八番地先	円城寺川への合流点
阿部川	左岸 倉吉市別所字川西八一七番地先 右岸 同市尾原字坂ノ前一〇九八番地先	円城寺川への合流点		

鳥取県告示第七百二十六号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変更前	変 更 後	変更年月日
株式会社山陰 合同銀行福生 支店	売りさばき場所	米子市皆生一 六二〇一五	米子市皆生五 丁目二〇一 七	平成九年十一月二日

公 告

平成9年10月8日及び9日に実施した平成9年度鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次の通りである。

平成9年11月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 基礎選択項目 農業経営

木下 武	川角 洋祐	青木 拓	高橋 美穂	船原 みどり
清原 玲子	大坪 裕子	坂田 尚史	原田 真理	有馬 頼政
杵渕 覚	田中 俊子	森田 香利	住吉 康弘	桂 麻由美

原 久美子	西濱 健太郎	朝倉 由香里	城田 友樹	中井 照雄
森 理江	北出 知宏	山賀 規子	尾上 岳大	岡田 梅實
奥田 美幸	村上 誠	三橋 源一	北出 山本	實 貴之
門脇 洋一	大澤 瑞枝	中島 進	岡田 陽子	中司 敬子
玉村 壮太	田 見幸	伊藤 浩貴	綾子	矢野 仁士
小幡 昌吾				
以上41名				

2 基礎選択項目 生活経営

北山 貴子	木下 志保	中島 美奈子	池成 由美子	栗原 理佐
以上5名				